## 第156回 岡山市第一農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 令和6年1月18日 (木)午後2時00分
- 2 開会の日時 令和6年1月18日 (木) 午後1時50分
- 3 閉会の日時 令和6年1月18日(木)午後2時57分
- 4 会議の場所 岡山市北区大供一丁目1番1号 岡山市役所 7階大会議室
- 5 出席委員の氏名並びに出席、欠席の別

出席 名 欠席 名

<u> </u>	> <b>1</b> ///14				
議席番号	氏 名	出欠の別	議席番号	氏 名	出欠の別
1	秋山 幸江	欠席	職務代理	小橋 久宣	出席
2	荒井 隆文	出席	1 1	小林 弘幸	出席
3	板野 元次	出席	1 2	佐藤 卓司	出席
4	浦上 和己	出席	1 3	真田 明彦	出席
5	遠藤 康二	出席	1 4	丹原 昭二	出席
6	賀門 義和	出席	1 5	長瀬 孝司	出席
7	國定 豪	出席	1 6	三垣 千秋	出席
8	久山 優	出席	1 7	和田 修一郎	出席
会長	黒田 栄三郎	出席			

## 6 事務局出席者

事務局:担当局長 佐古 和之

総務・農政担当課長 菱川 真輔 農地担当課長 竹田 了久 主幹 佐藤 孝司 担当課長補佐 逢坂 篤之 農地担当係長 田尾 和宏

- 7 傍聴者 0名
- 8 議 題

第1号議案 農地関係申請等について

- 申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申請について
  - (2) 農地法第4条の規定に基づく許可申請について
  - (3) 農地法第5条の規定に基づく許可申請について
  - (4) 岡山市農用地利用集積計画の決定について(所有権の移転)
  - (5) 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について
  - (6) 農地の公売に対する買受適格証明願(耕作目的)について
- 別 紙 (7)農業振興地域整備計画変更に関する意見について(令和5年8月締分)
- 報告(1)農地法第4条第1項第7号の規定による転用届について
  - (2)農地法第5条第1項第6号の規定による転用届について
  - (3)農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
  - (4) 農地法施行規則第29条第1号該当転用届について
  - (5)農地改良届について
- 第2号議案 農政関係等について
  - (1)農政関係等について
  - (2) その他

- 9 議事録署名委員の番号及び指名 6番 賀門 義和 12番 佐藤 卓司
- 10 議事の内容
- 議 長 みなさんご苦労様です。ただいまから岡山市第一農業委員会第156回総 会を開会します。(あいさつ)

議事録署名委員を指名します。6番 賀門委員,12番 佐藤委員にお願い します。

議案の審議の前に,事務局,訂正等あればお願いします。

田尾係長 議案の訂正があります。本日お配りした正誤表をご覧ください。

また、12月総会で許可の議決をした南区妹尾の露天資材置場を転用目的とする5条申請,及び南区宮浦の露天資材置場・露天駐車場を転用目的とする5条申請は、面積が3,000㎡を超えていましたので、12月15日の県農業会議に諮問し、許可適当との答申があり、許可指令書を交付しています。

議 長 それでは、議案の審議に入ります。

第1号議案,農地関係申請等について,を上程します。

申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

田 尾 係 長 1ページ1番,受人は一宮に居住し,約66aの農地を耕作する農業者で, 受贈により一宮の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないことから許可要件を全て満たしていると考えます。

2番,受人は一宮に居住し、約1.3 h a の農地を耕作する農業者で、増反により今岡の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないことから許可要件を全て満たしていると考えます。

3番,受人は栢谷に居住し,新規農により栢谷の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないことから許可要件を全て満たしていると考えます。

4番,受人は楢津に居住し,約3aの農地を耕作する農業者で,増反により 楢津の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないことから許可要件を全て満たしていると考えます。

5番,受人は尾上に事務所を置き,約2.1 h a の農地を耕作する農地所有 適格法人で,増反により尾上の田を取得しようとするものです。

適格法人の要件を満たすこと、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

- 議 長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見 をお願いします。
- 板 野 委 員 中・中央地区協議会で、1番から5番までの5件について協議したところ、 事務局の説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同 様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に、北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

田尾係長

1ページ6番,受人は倉敷市に居住し,世帯で約1.7haの農地を耕作する農業者であり、受贈により加茂の田の持分を移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

7番,受人は中撫川に居住し,世帯で約57aの農地を耕作する農業者であり,増反により中撫川の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

8番,受人は倉敷市に居住し、世帯で約2haの農地を耕作する農業者であり、増反により撫川の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議 長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見 をお願いします。

三垣委員

北・吉備地区協議会で、6番から8番までの3件について協議したところ、 事務局の説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん,何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

田尾係長

2ページ9番,受人は御津鹿瀬に居住し,約53a耕作する農業者で,増反により御津鹿瀬の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

10番,受人は埼玉県八潮市に居住し、新規農により御津矢知の田畑を所有権移転しようとするものです。なお、受人は渡人から御津矢知の空き家も購入しており、春頃に転居する予定です。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

11番,受人は南区妹尾に居住し,約48a耕作する農業兼住職で,受贈により御津宇甘の田畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

12番,受人は久米郡久米南町に居住し,約21a耕作する自営業兼農業者で,増反により建部町下神目の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

13番と14番は受人が同一で同時申請のため、まとめて説明します。

受人は久米郡久米南町に居住し、約1.3ha耕作する農業者で、増反によ

り建部町下神目の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

15番,受人は建部町桜に居住し、約98a耕作する農業者で、借入地の取得により建部町桜の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議 長 御津・建部地区協議会の意見を踏まえて,協議会に出席された委員さんの意 見をお願いします。

佐藤委員 御津・建部地区協議会で、9番から15番までの7件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

逢坂課長補佐 3ページ16番,受人は古新田に居住し,世帯で約1haの農地を耕作する アルバイト兼農業者で,借入地の取得により古新田の田を所有権移転しよう とするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

17番,受人は浦安本町に居住し,世帯で約92aの農地を耕作する農業兼会社員で,増反により浦安南町の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

18番,受人は箕島に居住し、世帯で約5.8haの農地を耕作する農業者で、増反により箕島の田及び畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議 長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願 いします。

國 定 委 員 南区協議会で、16番から18番までの3件について協議したところ、事務 局の説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の 意見です。

議 長 他の委員さん,何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは、申請等(1)は、1番から18番までの18件全件を許可と決定 してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは、そのように決定します。

次に申請等(2)農地法第4条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

田尾係長 4ページ1番,本件は令和5年3月30日付で農振除外公告済の案件で,転

用目的は観賞魚の育成場です。

申請地は20年以上休耕田になっており,何度か作物の栽培を試みましたが採算が合わず,観賞魚(主にメダカ)の育成場として利用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見 をお願いします。

板 野 委 員 中・中央地区協議会で、1番について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは、申請等(2)は、中・中央地区1番の1件ですが、許可と決定してよろしいか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは、そのように決定いたします。

次に、申請等(3)農地法第5条の規定に基づく許可申請についての審議に 入ります。

中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

田 尾 係 長 5ページ1番から10番までについては、同じ地域のためまとめて説明します。

いずれも令和5年9月20日付で農振除外公告済の案件で、転用目的は自己専用住宅です。

1番、申請人らは北区下中野の借家に申請人らと子ども1人で生活していますが、家財道具が増え手狭であることから、現在の居住地に近く生活環境が変わらない申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

2番、申請人らは北区大安寺東町の借家に申請人らと子ども1人で生活していますが、家財道具が増え手狭であることから、現在の居住地に近く生活環境が変わらず、申請人らの勤務先にも近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

3番、申請人は北区平田の借家に申請人と妻と子ども2人で生活していますが、家財道具が増え手狭であることから、現在の居住地に近く生活環境が変わらない申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

4番、申請人らは北区西長瀬の借家に申請人らと子ども1人で生活していますが、家財道具が増え手狭であることから、現在の居住地に近く、申請人(妻)の実家と職場に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

5番、申請人らは北区中仙道の借家に申請人ら2人で生活していますが、家 財道具が増え手狭であることから、現在の居住地に近く生活環境が変わらな い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。 6ページ6番、申請人は北区南方四丁目の借家に申請人と妻と子ども3人で生活していますが、家財道具が増え手狭であることから、申請人の勤務先と実家に近く、申請人の妻の勤務先にも近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

7番、申請人らは北区富田の借家に申請人らと子ども2人で生活していますが、家財道具が増え手狭であることから、申請人(妻)の勤務先と実家に近く、申請人(夫)の実家にも近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

8番、申請人らは北区西長瀬の借家に申請人らと子ども2人で生活していますが、家財道具が増え手狭であることから、現在の居住地に近く生活環境が変わらない申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

9番、申請人らは北区三門東町の借家に申請人ら2人で生活していますが、家財道具が増え手狭であることから、申請人(妻)の実家に近く、申請人らの勤務先にも近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

7ページ10番、申請人らは岡山県赤磐市の借家に申請人らと子ども2人で生活していますが、申請人(妻)の母の看護が必要であることから、申請人(妻)の姉の居住地に近く、申請人(夫)の実家にも近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、いずれも農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、 転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準 上も問題ないと考えます。

7ページ11番から8ページ16番までについては、同じ地域のためまとめて説明します。

いずれも令和5年9月20日付で農振除外公告済の案件で,転用目的は自己専用住宅です。

11番、申請人は岡山県津山市の借家に申請人と妻と子ども2人で生活していますが、岡山市へ転勤の予定があり、申請人の実家に近く、申請人の妻の勤務先にも近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

12番、申請人は北区白石西新町の借家に申請人と妻と子ども1人で生活していますが、子どもの成長に伴い、家財道具が増え手狭になったことから、申請人と妻の勤務先に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

13番、申請人らは南区妹尾の借家に申請人ら2人で生活していますが、子どもの出産予定があり家財道具が増え手狭であることから、申請人(夫)の実家に近く、申請人(妻)の勤務先にも近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

8ページ14番、申請人らはそれぞれ中区福泊の母の持家と北区田中の母の持家に居住していますが、夫婦一緒に生活するため現住居を退去し、申請人(夫)の勤務先に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

15番,申請人らは北区西長瀬の借家に申請人らと子ども1人で生活していますが,子どもの成長に伴い,家財道具が増え手狭であることから,申請人らの勤務先に近い申請地の所有権を移転し,自己専用住宅を建築しようとするものです。

16番、申請人は北区辛川市場の借家に申請人と妻と子ども1人で生活していますが、子どもの成長に伴い、家財道具が増え手狭になったことから、申請人の妻の実家に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、いずれも農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、 転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準 上も問題ないと考えます。

17番と18番については、同時申請のためまとめて説明します。

いずれも令和5年9月20日付で農振除外公告済の案件で、転用目的は露 天資材置場および露天駐車場で17番は現在一時転用中です。

申請人は北区今岡に本店を置き、土木建築業を主な事業としています。

17番の申請地は現在,令和元年12月13日付の許可を受け申請地に賃借権を設定し,露天資材置場および露天駐車場として使用していましたが,事業進展に伴い,引き続き使用するため,申請地の所有権を移転し,永久転用しようとするものです。

18番の申請地は、事業進展に伴い、露天資材置場の拡張が必要なため、隣接する一時転用中の農地と一体利用するため申請地の所有権を移転し、露天資材置場として転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

9ページ19番,転用目的は自己兼用住宅(喫茶店・英会話教室)です。

申請人は北区栢谷の母の持家に申請人と母の2人で生活しており、喫茶店と英会話教室の経営を計画していますが、現住居では手狭であることから、現住居を退去し、市道沿道で交通量も多く、集客の見込める申請地に使用貸借権を設定し、自己兼用住宅(喫茶店・英会話教室)を建築しようとするものです。なお、現住居には引き続き申請人の母が居住を続けます。

農地区分は、地域センターから300m以内の3種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

20番から22番までについては、同じ地域のためまとめて説明します。いずれも令和5年9月20日付で農振除外公告済の案件で、転用目的は自己専用住宅です。

20番、申請人らは北区津高の借家に申請人らと子ども1人で生活していますが、子どもの成長に伴い、家財道具が増え手狭になったことから、申請人(妻)の勤務先と実家に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

21番、申請人は北区津高の妻の母所有の借家に申請人と妻と子ども2人で生活していますが、現在の居住地を売却する予定があり、また、子どもの成

長に伴い,家財道具が増え手狭になったことから,申請人の妻の実家に近い申請地の所有権を移転し,自己専用住宅を建築しようとするものです。

22番、申請人は北区平野の宿舎に申請人と妻と子ども1人で生活していますが、子どもの成長に伴い、家財道具が増え手狭になったことから、申請人の妻の実家に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、いずれも農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、 転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準 上も問題ないと考えます。

23番, 転用目的は農業用通路です。

隣接地の開発に伴い、自己の所有農地への進入路がなくなるため、申請地の 所有権を移転し、同時に届出のあった自己所有地農地の施行規則第29条第 1号該当転用届と一体的に農業用通路として利用するものです。

農地区分は農用地ですが、農用地利用計画に指定された用途であることから、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

9ページ24番と10ページ25番については、同じ地域のためまとめて説明します。

いずれも令和5年9月20日付で農振除外公告済の案件で,転用目的は自己専用住宅です。

24番、申請人らは中区原尾島一丁目の借家に申請人らと子ども2人で生活していますが、子どもの成長に伴い、家財道具が増え手狭になったことから、申請人(妻)の勤務先に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

10ページ25番、申請人らは北区花尻ききょう町の借家に申請人らと子ども1人で生活していますが、子どもの成長に伴い、家財道具が増え手狭になったことから、申請人(夫)の勤務先に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分はいずれも農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され, 転用目的は問題ないと考えます。また,転用面積・被害防除計画等,一般基準 上も問題ないと考えます。

26番,本件は令和5年9月20日付で農振除外公告済の案件で,転用目的は自己専用住宅です。

申請人らは北区今保の借家に申請人ら2人で生活していますが、子どもの 出産予定があり家財道具が増え手狭であることから、申請人(妻)の実家と勤 務先に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするもの です。

農地区分は、農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

27番, 転用目的は露天駐車場です。

申請人らはいずれも, 倉敷市及び市内南区に主たる事務所を置き, 不動産業を主な事業としています。

令和5年10月18日付けで許可を受けた近隣のゴミステーション用地の 前面道路が道路幅員の割に交通量が多く、利用者が路上駐車し通行の支障に ならないように、また、周辺住民の迷惑にならないようにするため、申請地の 所有権を移転し、露天駐車場を設置しようとするものです。

農地区分は駅から300m以内の3種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

28番,本件は令和4年10月19日付で農振除外公告済の案件で,転用目的は福祉施設です。

申請人は北区鹿田町一丁目に主たる事務所を置き、社会福祉事業を主な事業としている特定非営利活動法人です。

申請地周辺に障害者自立支援施設,老人介護施設などの社会福祉施設がなく,地域の方からの要望もあり,地域に貢献をしたいことから申請地の所有権を移転し,福祉施設を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

## 議 長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見 をお願いします。

板 野 委 員 中・中央地区協議会で、1番から28番までの28件について協議したところ、 事務局の説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の 意見です。

議 長 他の委員さん,何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に北・吉備地区の説明をお願いします。

田尾係長 10ページ29番,転用目的は自己専用住宅です。

申請人は中仙道二丁目の借家に夫婦2人で生活していますが、家財道具が増え手狭となったことから、申請人(妻)の実家に近い申請地に使用貸借権を設定し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

30番,本件は令和5年9月20日付で農振除外公告済の案件で、転用目的は分家住宅です。

申請人は辛川市場の借家に家族4人で生活していますが、家財道具が増え手狭となったことから、祖母の所有地であり、祖母の住居や所有農地から近い申請地に使用貸借権を設定し、分家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は足守駅から半径500m以内の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

31番, 転用目的は自己専用住宅です。

申請人は今保の借家に夫婦2人で生活していますが、家財道具が増え手狭となっ

たことから、申請人(夫)の勤務先に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を 建築しようとするものです。

農地区分は農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見 をお願いします。

三 垣 委 員 北・吉備地区協議会で、29番から31番までの3件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん,何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

逢坂課長補佐 11ページ32番,本件は令和5年9月20日付で農振除外公告済の案件 で、転用目的は分家住宅です。

申請人は中畦の父所有の持家に、申請人ら夫婦と子ども3人及び申請人の両親の7人で生活していますが、家財道具が増え手狭となったことから、申請人の実家に隣接し、今後両親の農作業の手伝いがしやすい父所有の申請地の所有権を移転し、分家住宅を建築しようとするものです。なお、現住居には両親が住み続けます。

農地区分は農地の広がりが10ha以上で,高性能農業機械の営農に適する甲種ですが,集落に接続した住宅であり,申請人の父の所有地で他に代替地が無く,例外的に許可が可能です。また,転用面積・被害防除計画等,一般基準上も問題ないと考えます。

33番,転用目的は露天駐車場,露天資材置場(敷地拡張)です。

申請人は小串に事務所を置き、堆肥の製造・販売業等を営む法人ですが、近年取り扱う資材の量が増加してきており、更なる資材置場が必要となっております。そのため、現在使用している露天駐車場及び露天資材置場に隣接する申請地の所有権を取得し、露天駐車場及び露天資材置場として転用するものです。

農地区分は、農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

34番,本件は令和5年3月30日付で農振除外公告済の案件で,転用目的は分家住宅です。

申請人は福富東二丁目の借家に、申請人ら夫婦と子ども1人で生活していますが、家財道具が増え手狭となったことから、申請人の実家に近く、今後両親の農作業の手伝いもしやすい父所有の申請地に使用貸借権を設定し、分家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、福田地域センターから半径500m内の宅地割合が40%を超える場合に、40%となるまで半径を延長した範囲内である2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

35番,本件は令和5年9月20日付で農振除外公告済の案件で,転用目的は分家住宅です。

申請人は北区撫川の借家に夫婦と子ども1人で生活していますが、家財道 具が増え手狭となったことから、申請人の実家に近く、農作業の手伝いもしや すい祖父所有の申請地に使用貸借権を設定し、分家住宅を建築しようとする ものです。

農地区分は、福田地域センターから半径500m内の宅地割合が40%を超える場合に、40%となるまで半径を延長した範囲内である2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

11ページ36番から13ページ45番までは同じ地域のため、まとめて説明します。

いずれも令和5年9月20日付で農振除外公告済の案件で、転用目的はいずれも自己専用住宅です。

11ページ36番、申請人は芳泉四丁目の借家に夫婦と子ども1人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったため、夫の職場に近い申請地の所有権を取得し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

37番,申請人は福成一丁目の借家に夫婦と子ども1人で生活していますが,家財道具が増え手狭になったため,夫の職場に近い申請地の所有権を取得し,自己専用住宅を建築しようとするものです。

38番,申請人らは築港栄町の申請人(母)所有の持家に申請人(母)(息子)の2人で生活していますが,家財道具が増え手狭になったため,申請人(息子)の職場に近い申請地の所有権を取得し,自己専用住宅を建築しようとするものです。なお,現住居は新居建築後に売却します。

12ページ39番、申請人らは中区藤崎の借家に夫婦と子ども1人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったため、夫の職場に近い申請地の所有権を取得し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

40番,申請人は大福の父所有の実家に,申請人ら夫婦と子ども1人及び夫の両親とで生活していますが,家財道具が増え手狭になったため,夫の職場に近い申請地の所有権を取得し,自己専用住宅を建築しようとするものです。なお,現住居には夫の両親が住み続けます。

41番、申請人らは福山市御幸町の借家に夫婦で生活していますが、家財道 具が増え手狭になり、また夫の岡山市への転勤に伴い、通勤が困難になったた め、夫の職場に近い申請地の所有権を取得し、自己専用住宅を建築しようとす るものです。

13ページ42番、申請人は浜野一丁目の借家に夫婦で生活していますが、家財道具が増え手狭になったため、夫の職場に近い申請地の所有権を取得し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

43番、申請人は福成一丁目の借家に夫婦と子ども1人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったため、妻の実家に近い申請地の所有権を取得し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

44番、申請人は北区奥田二丁目の借家に夫婦で生活していますが、家財道具が増え手狭になったため、妻の職場に近い申請地の所有権を取得し、自己専

用住宅を建築しようとするものです。

45番、申請人は浦安本町の官舎に夫婦で生活していますが、家財道具が増え手狭になったため、妻の職場に近い申請地の所有権を取得し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

いずれも農地区分は、農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、 転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準 上も問題ないと考えます。

46番, 転用目的は分家住宅です。

申請人は北区撫川の借家に、夫婦と子どもとで生活していますが、家財道具が増え手狭となったことから、申請人の実家に近く、また今後父の所有する農地は申請人が引き継ぐため、父所有の申請地に使用貸借権を設定し、分家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

13ページ47番から14ページ56番までは同じ地域のため、まとめて説明します。

いずれも令和5年9月20日付で農振除外公告済の案件で、転用目的はいずれも自己専用住宅です。

47番,申請人は芳泉三丁目の借家に夫婦と子ども1人,妻の両親及び妻の姉とで生活していますが,家財道具が増え手狭になったため,現住居から近く,生活環境が変わらず,妻の職場に近い申請地の所有権を取得し,自己専用住宅を建築しようとするものです。なお,現住居には妻の両親及び姉が住み続けます。

48番、申請人は藤田の借家に夫婦で生活していますが、家財道具が増え手狭になったため、現住居から近く、生活環境が変わらず、妻の実家に近い申請地の所有権を取得し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

49番、申請人は浦安西町の借家に夫婦と子ども2人で生活していますが、 家財道具が増え手狭になったため、夫の職場及び実家に近い申請地の所有権 を取得し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

50番,申請人は芳泉四丁目の借家に夫婦と子ども1人で生活していますが,家財道具が増え手狭になったため,妻の職場に近い申請地の所有権を取得し,自己専用住宅を建築しようとするものです。

14ページ51番、申請人は新福二丁目の借家に、夫婦で生活していますが、家財道具が増え手狭になったため、夫の実家に近い申請地の所有権を取得し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

52番,申請人は浦安本町の宿舎に夫婦と子ども1人で生活していますが, 家財道具が増え手狭になったため,妻の職場に近い申請地の所有権を取得し, 自己専用住宅を建築しようとするものです。

53番,申請人は中区福泊の借家に夫婦と子ども1人で生活していますが, 家財道具が増え手狭になったため,妻の実家に近い申請地の所有権を取得し, 自己専用住宅を建築しようとするものです。

54番、申請人らは北区今保の借家に夫婦と子ども1人で生活しています

が,家財道具が増え手狭になったため,夫婦共に仕事の買い付け先が近くなる申請地の所有権を取得し,自己専用住宅を建築しようとするものです。

55番,申請人は豊成一丁目の借家に夫婦で生活していますが,家財道具が増え手狭になったため,夫婦の職場に近い申請地の所有権を取得し,自己専用住宅を建築しようとするものです。

56番,申請人は藤田の借家に夫婦と子ども1人で生活していますが,家財道具が増え手狭になったため,生活環境が変わらず,妻の祖母の家に近い申請地の所有権を取得し,自己専用住宅を建築しようとするものです。

いずれも農地区分は、南区役所から半径300m以内の3種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

57番、転用目的は自己専用住宅です。

申請人らは宮浦の借家に夫婦と子ども2人で生活していますが、建物の老 朽化に伴い、使い勝手が悪くなってきたため、妻の実家に近い申請地の所有権 を取得し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願 いします。

國 定 委 員 南区協議会で、32番から57番までの26件について協議したところ、事 務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の 意見です。

議 長 他の委員さん,何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは、申請等(3)は、1番から57番までの57件全件を許可と決定 してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは,そのように決定いたします。

次に申請等(4)岡山市農用地利用集積計画の決定(所有権移転)について 審議します。事務局より説明をお願いします。

逢坂課長補佐

(4) 利用集積計画(所有権移転)について説明します。

15ページ中・中央地区 1 番から 16 ページ北・吉備地区 2 番までの 4 件です。

農地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業で、いずれも所有者から財団への所有権移転です。

計画内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしている と考えられ、地区協議会の審議では、原案どおり決定意見となっています。

議 長 ただいまの説明に対してご意見, ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは、申請等(4)は原案どおり決定してよろしいですか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは、そのように決定いたします。

次に、申請等(5)農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より説明をお願いします。

田 尾 係 長 17ページ1番から20ページ18番までの18件で,12番は持分放棄による所有権取得で,残る17件はすべて相続による所有権取得です。あっせん等の希望はありません。

各地区協議会では、いずれも問題なく受理意見です。

議 長 ただいまの説明に対してご意見,ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは、申請等(5)については、18件全件を問題なく受理と決定してよろしいか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは、そのように決定します。

次に、申請等(6)農地の公売に対する買受適格証明願(耕作目的)について、 事務局から説明をお願いします。

田尾係長 21ページ1番の1件は、増反を目的に公売農地について入札参加を希望 しているもので、3条と同様の審議をお願いします。なお、公売日は2月6日 となっています。

> 1番, 願出人は建部町富沢に居住し,約82aの農地を耕作する農業者で, 増反により建部町富沢の田を取得しようとするものです。

> 取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えられ、御津・建部地区協議会の審議では、適格者と認める意見となっています。

議 長 ただいまの説明に対してご意見,ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 申請等(6)の1件は,適格者と認め,証明書の交付を決定してよろしいで すか。

全 員 異議なし。

議 長 それではそのように決定します。

次に別紙の申請等(7)農業振興地域整備計画変更に関する意見についての 審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

田尾係長 別紙議案「申請等(7)農業振興地域整備計画変更に関する意見について」をご覧ください。令和5年8月締めの農振除外申出について,現地確認や協議を行った結果,変更案がまとまり,岡山市の農林水産課から意見を求められているものです。地域ごとに綴じられている一覧表の中で,斜線が引いてある案件については,取下げ又は除外しない方針が示されたものです。他の案件については除外相当の案となっています。

内容についてはご覧のとおりです。各地区協議会でご協議いただきまして, 岡山地域,御津地域,建部地域及び灘崎地域について,いずれの協議会も変更 計画案は適当であるとの意見となっています。

議 長 事務局から説明がありましたが、農業振興地域整備計画変更に関する意見 については、岡山地域、御津地域、建部地域及び灘崎地域とも、原案は適当で あるとの意見でよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

議 長 それではそのように決定します。

次に報告に移ります。事務局から説明をお願いします。

逢坂課長補佐 報告(1)農地法第4条第1項第7号の規定による転用届については,22 ページ1番から4番までの4件で,転用目的は露天駐車場2件,共同住宅1 件,資材置場1件で,専決日は備考欄のとおりです。

報告(2)農地法第5条第1項第6号の規定による転用届については,23ページ1番から25ページ19番までの19件で,転用目的は,分譲住宅地等8件,戸建て住宅1件,自己専用住宅等2件,倉庫1件,住宅用地1件,露天駐車場3件,宅地造成1件,敷地拡張,水路用地1件,共同住宅1件で,専決日は備考欄のとおりです。

報告(3)農地法第18条第6項の規定による合意解約通知については、26ページ1番から28ページ9番までの9件で、解約理由は耕作目的8件、転用目的1件です。離作料は記載のとおりとなっています。

報告(4)農地法施行規則第29条第1号該当転用届については,29ページ1番から8番までの8件で,内容は,農業用通路等3件,農業用車両の駐車場等2件,農業用倉庫等2件,農業用資材置場・農業用作業場1件です。

報告(5)農地改良届については、30ページ1番から4番までの4件で、 内容は果樹園1件、普通野菜畑2件、普通野菜畑・果樹園1件です。

議 長 これらの報告について、ご質問等はありますか。

全 員 ありません。

議 長 それでは、これで第1号議案の審議を終了します。続いて、第2号議案農政 関係等について、事務局から説明をお願いします。

事務局 第2号議案を説明

議 長 以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。他に何かあります か。

事務局 次回総会予定(2月19日(月)市役所7階大会議室)

職務代理 これにて本日の総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございました。

閉会 午後2時57分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名する。

議長

署名委員

署名委員